

紹介手数料の返還

採用内定承諾者が、適法な甲の規定に基づく懲戒解雇又は自己都合（入社後の死亡、病気、又は退職勧奨等の甲の責めに帰すべき事由を除く。）により退職するに至った場合、退職した日が入社日より３ヶ月未満である場合に限り、乙は甲に対して、当該採用内定承諾者にかかる人材紹介手数料のうち、入社日より１ヶ月未満の退職の場合は９０％、入社日より３ヶ月未満の退職の場合は５０％を返還するものとする。ただし、その名目上若しくは形式上の理由にかかわらず、退職等が甲の採用内定承諾者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合又は甲の採用内定承諾者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

2025年4月1日

株式会社メッシュウェル